

佐野市シティプロモーション動画作成・発信業務委託プロポーザル実施説明書

1 業務の内容

(1) 業務名 佐野市シティプロモーション動画作成・発信業務委託

(2) 業務の目的

現在、全国各地で地方創生を進めている中だが、人口の東京一極集中、人口減少の傾向は引き続き進行しており、活力ある地域社会の継続に対し、厳しい状況が続いている。

第3次シティプロモーション推進基本計画において、「定住促進」を図ることを中心にしてプロモーションを動かしていく内容となっており、近年は取組テーマを「人とのつながりから育む郷土愛 丁寧なインナーセールス戦略」として、対外的な情報発信により本市の魅力を知ってもらうことに加え、市民が市の魅力を新たに、または再発見することを目的としている。

その目的の達成のため、市民の郷土愛を醸成させる動画を製作し、本市の魅力を積極的に発信するものである。

(3) 評価方式 公募型プロポーザルを行い、提案書等の内容について総合的に評価する。

(4) 業務内容 「佐野市シティプロモーション動画作成・発信業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に掲げる業務

(5) 履行場所 佐野市 広報ブランド推進課

(6) 履行期間 契約締結日から令和7年3月19日まで

2 プロポーザル方式により契約候補者を特定する理由

本業務は、本市の魅力を発信し、より多く視聴してもらうために、企画力・撮影技術・編集技術・発信力が非常に重要となる。業務の実施に当たり、効果的なシティプロモーション動画の発信を実現するため、価格による競争ではなく、業務に対する実績やノウハウ等が最も必要となることから、プロポーザル方式により契約候補者を特定するものである。

3 提案限度価格等

(1) 提案限度価格

本業務に関する費用は、4,943,400円(消費税込み)以内とする。

(2) 最低制限価格 無

4 提案参加資格

応募する事業者は、次の条件をすべて満たす者としします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当するものでないこと。

(2) 佐野市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 参加表明書提出時までにおいて、令和5・6年度佐野市物品等競争入札参加資格者名

簿で、「大分類R（広告・催事等）」のうち「小分類1（映画・ビデオ等製作）」に登録されている者、又は登録申請が完了している者。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続き開始の申し立てがなされていないこと、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

5 提案書を特定するための評価基準

(1) 評価基準

評価項目及び配点は次のとおりとし、100点を満点とする。

評価項目	評価の視点	配点
1 事業実績	・類似業務の十分な実績があるか	5
2 実施体制・スケジュール	・業務を実施するための適切な体制が整っており、取り組み方針、業務スケジュールに無理はないか	5
3 動画作成	・市の魅力、知名度、来訪意欲の向上や、本市への愛着を高められる内容になっているか ・視聴者の興味を惹くような、独創的で話題性があり、拡散行動を促す構成であるか ・想定したターゲット層に向けた内容となっているか	60
4 情報発信	・多くの人に視聴してもらい、拡散行動に繋がる手法を提案しているか ・動画を活用した効果的なプロモーション手法を提案しているか	30
合 計		100

(2) 順位の確定方法

提案書の特定は、評価項目による評価の結果、評価点数の高い者を最優秀者とします。各者の評価点数は、各委員の点数を合算し、平均した点数とします。最も高い評価点数を獲得した提案者が複数の場合（同点の場合）は、次のアからウの選考過程により最終順位を確定し、最優秀者とします。なお、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に最優秀者とします。

ア (1)「評価基準」の「動画作成」の合計点が最も高い者

イ アに該当する者が複数ある場合は、経費見積額が最も低い者

ウ 上記によりがたい場合は、委員会の協議により決定した者

(3) 基準点

各項目6割以上の得点を有し、かつ、評価点数の70%以上の得点である70点以上とする。

6 本プロポーザルのスケジュール

実施内容	実施時期（令和6年度）
実施手続き開始の公告、説明書の交付	7月24日（水）
質問受付	7月24日（水）～7月30日（火）
質問回答（予定）	8月2日（金）
参加表明書の提出期限	8月14日（水）
提案資格確認結果及び提案書の提出要請の通知（予定）	8月28日（水）
提案書の提出期限	9月13日（金）
プレゼンテーション及び質疑応答（予定）	9月27日（金）
特定・非特定通知書の通知	10月2日（水）
契約締結（予定）	10月4日（金）

7 プロポーザルの事務手順

（1）参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問合せ先

ア 参加表明書の作成様式

- ① 参加表明書（別記様式第1号）
- ② 参加資格要件確認表（別記様式第2号）
- ③ 提案企業概要調書（別記様式第3号）
- ④ 業務実績一覧（別記様式第4号）

イ 記載上の留意事項

- ① 各様式に記載している事項に注意し、必要に応じ指示する資料を添付すること
- ② 実績については、過去5年以内の同種または類似の業務実績を記入すること

ウ 問合せ先（担当課）

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

佐野市広報ブランド推進課ブランド戦略係（担当 奈良）

TEL 0283-27-3012（直通）

e-mail : brandsenryaku@city.sano.lg.jp

※参加表明に関する質問については、電子メールによりお問い合わせください。

（2）参加表明書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限 令和6年8月14日（水）午後5時15分まで（必着）

イ 提出場所 7（1）ウに同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とする。持参による場合は、休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに提出すること

エ 提出部数 参加表明書等の提出部数は、正1部、副12部とする。

(3) 提案書の提出者に要求される資格要件及び提案書の提出者を選定するための基準と通知

評 価 要 件	評 価 事 項
1 資格要件	当該業務において設定された提案書の提出者に要求される資格要件を満たしているかどうか
2 企業の経営状況	当該業務に取り組むことが可能な経営状況にあるか
3 同種同業務の業務実績	シティプロモーション動画作成に対して十分な実績があるか

参加表明書の添付書類により、本プロポーザルの本説明書4の提案参加資格を満たす者であるかを確認し、合わせて上表の評価要件を評価の上、その結果を次のとおり通知します。

ア 確認を行った結果、提案書の提出者として選定された者に対しては、提案書の提出者に選定された旨とプロポーザル参加要請を書面により通知します。

イ 参加表明書提出後、参加を辞退するときは、辞退届を提出すること。提出期限までに企画提案書の提出がない場合については、参加を辞退したものとみなす。

(4) 非選定理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は通知をした日の翌日から起算して7日（佐野市の休日を定める条例（平成17年佐野市条例第2号）に規定する休日を含まない。）以内に、書面により、非選定理由について説明を求めることができます。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。

① 受付場所 7（1）ウと同じ。

② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（休日を除く）

ウ 上記イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行います。

(5) 提案書の作成様式、記載上の留意事項及びその問合せ先

ア 提案書作成様式

① 提案書は、別記様式第5号を使用し、日本工業規格「A4版」横書き左綴じを基本とすること。図表等を使用する場合において、「A3版」を使用するときには、折り綴じること。

② 提案書は、提出後の差し替え、追加はできないものとします。

イ 記載上の留意事項

① 提案書

次の項目について、佐野市の一般職員が理解できる内容・構成で記載すること。

なお、次の項目に挙げられていない事項であっても、必要と思われる事項があれば追加すること。

1 企画内容

仕様書を充足する内容で、事業者の考える企画について提示すること。

2 実施体制

契約締結後から完了までの事業者の実施体制を提示すること。また、事業者の人数とそれぞれの役割についても記載すること。

3 実施スケジュール

契約締結後から完了まで業務工程を記載すること

② 見積書

本業務に係る見積書を作成すること。

各作業について作業の内容と工数の妥当性が分かるように内訳を記載すること。

③ プレゼンテーション及びヒアリング審査説明員報告書（別記様式第6号）

ウ 問合せ先 7（1）ウと同じ。

（6）提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限 令和6年9月13日（金）午後5時15分まで（必着）

イ 提出場所 7（1）ウと同じ。

ウ 提出方法 郵送（「書留」、「簡易書留」、「配達証明」のいずれか）とし、その他の方法による提出は一切認めません。なお、提出後の差し替え、追加はできないものとします。

エ 提出部数 提案書等の提出部数は、正1部、副12部とする。

オ 提出書等の作成及び提出上の留意事項

（ア）提出された提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲においては複製する。

（イ）提出された提案書等は、提出後において内容の変更は認めない。

（7）説明書及び仕様書等に対する質問の受付期間、提出方法、提出場所及びその回答方法

ア 質問の内容

内容に関する説明会は開催しない。質問の内容は、本説明書及び仕様書の内容及び提案書の作成に係るもの等とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

イ 受付期間

公告の日から令和6年7月30日（火）午後5時15分まで（必着）

ウ 提出方法

① 質問・質問回答書（別記様式第7号）を用いること。

② 持参又は郵送、もしくは電子メールにより提出するものとし、電子メール以外の方法で提出した場合は、同内容を電子メールに添付して送付すること

③ 持参による場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までに提出すること

④ 電話による問合せは受け付けない。

エ 受付場所 7(1)ウと同じ。

オ 回答方法

回答は、令和6年8月2日(金)(予定)までに、市ホームページに掲載する。

(8) プレゼンテーション及び質疑応答

ア 日時 令和6年9月27日(金)(予定)

※詳細な日時等については、「提案書の提出者の選定等通知」により連絡する。

イ 場所 佐野市役所会議室(予定)

ウ 実施方法

- ① プレゼンテーションは20分、質疑応答は10分、合計30分を目安とする。
- ② プレゼンテーションは非公開とする。
- ③ プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器を利用して行うことは可とする。(必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは本市が用意する。その他パソコン等は各自持参すること。)
- ④ プレゼンテーション時間内に過去実績の動画やデモ動画を放映することを可とする。
- ⑤ プレゼンテーション実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできないものとする。
- ⑥ プレゼンテーションの参加者は、業務主任者及び機器操作者を含む3名までとし、プレゼンテーション審査説明員の役職及び氏名を提案書提出時に届け出るものとする。(別記様式第6号)
- ⑦ プレゼンテーション当日に、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。

(9) 提案書の特定及び非特定に関する事項

提案書、プレゼンテーション等により提案内容を評価し、その結果を次のとおり通知する。

ア 提出された提案書が最優秀となった者に対し、提案書が特定された旨を書面により通知する。

イ 提出された提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。

ウ 上記イの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。

- ① 受付場所 7(1)ウと同じ。
- ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(休日を除く)

エ 上記イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行う。

(10) 契約等に関する事項

ア 契約候補者の特定

本プロポーザルにおいて特定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の相手方として特定するとともに、業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、本市財務規則に定める手続きにより契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約の相手方として再特定するものとする。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に該当することとなったとき
- ② 最優秀者が、佐野市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき
- ③ 最優秀者が、特定後に本説明書に掲げる失格事項に該当して失格となったとき
- ④ 最優秀者との協議の結果、契約締結ができなかったとき
- ⑤ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑥ その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

イ 委託契約金額

委託契約金額は、特定された提案内容・見積額を基に細部について、市と打合せを行い、予算の範囲内で受注業務内容及び契約金額を決定する。

また、支払いは業務完了検査後に一括して支払うものとし、契約保証金は免除する。

(11) 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

ア 提案書等が提出期限までに提出されない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本説明書4に定める資格要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合

エ その他本説明書の定めに反した場合

オ 本件に関して不正あるいは公平さを欠く行為等があった場合

(12) その他の留意事項

ア 本プロポーザルに係る提案内容の評価及び契約候補者の特定は、「佐野市シティプロモーション動画作成・発信業務委託評価委員会」において行う。

イ 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。

ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出等に関する費用は、提出者の負担とする。

エ 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

オ 提出された提案書等は返却しない。

カ 本プロポーザルにおける評価結果は公表するものとする。公表する内容は、プロポーザル参加者名、特定された者の名称及び住所、総合評価点とする。

キ 提案書に記載した予定技術者は、病気、死亡、退職等のきわめて特別な場合を除き、

変更できないものとする。

ク 本要領に定めのない事項に疑義が生じた場合は、協議により定める。